

# 令和2年度診療報酬改定を見据えた オンライン診療の方向性について

2019年11月27日

公益社団法人 日本医師会  
副会長 今村 聡

# 改めて 遠隔医療・オンライン診療とは



# 遠隔医療とオンライン診療について

## 遠隔医療

情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為

## オンライン診療

遠隔医療のうち、医師-患者間において、情報通信機器を通して患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムにより行う行為

# 遠隔医療・オンライン診療、保険診療・自由診療の関係

保険診療

遠隔医療

ガイドラインは、保険診療  
の施設要件となる

オンライン診療

医師対患者間でリアルタイムに行う、  
情報通信機器を用いた診療行為  
保険診療、自由診療ともに適用対象

ガイドラインには自由診療  
の要件も規定している

自由診療

保険診療での  
オンライン診療  
の算定要件  
(施設要件とは別)

医師対医師

【ガイドラインの  
適用範囲】

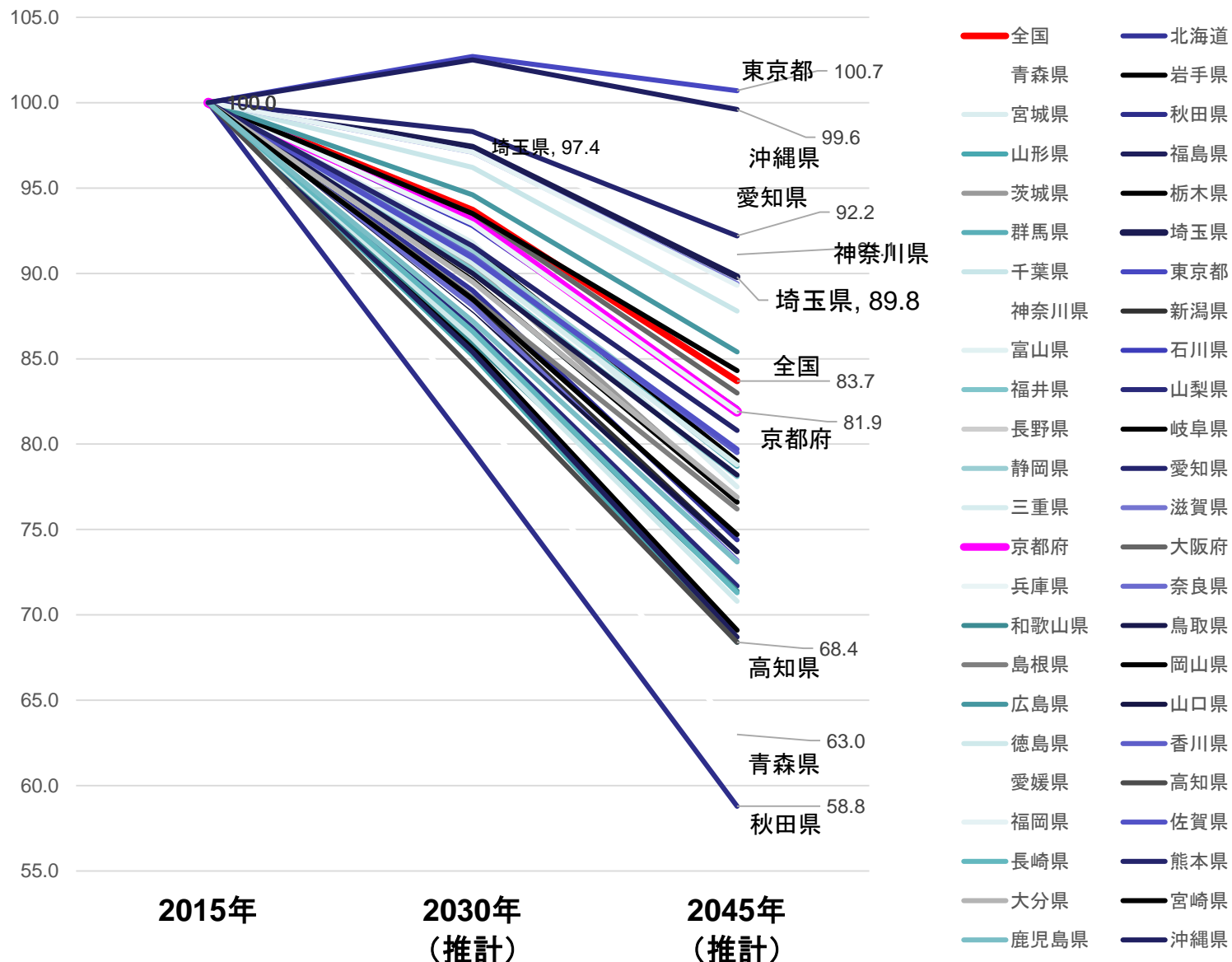
オンライン診療は  
すべて(保険診  
療・自由診療と  
もに)適用対象

# これからの社会



# これからの社会 人口減少

## 都道府県別人口予測(2015年を100とする)

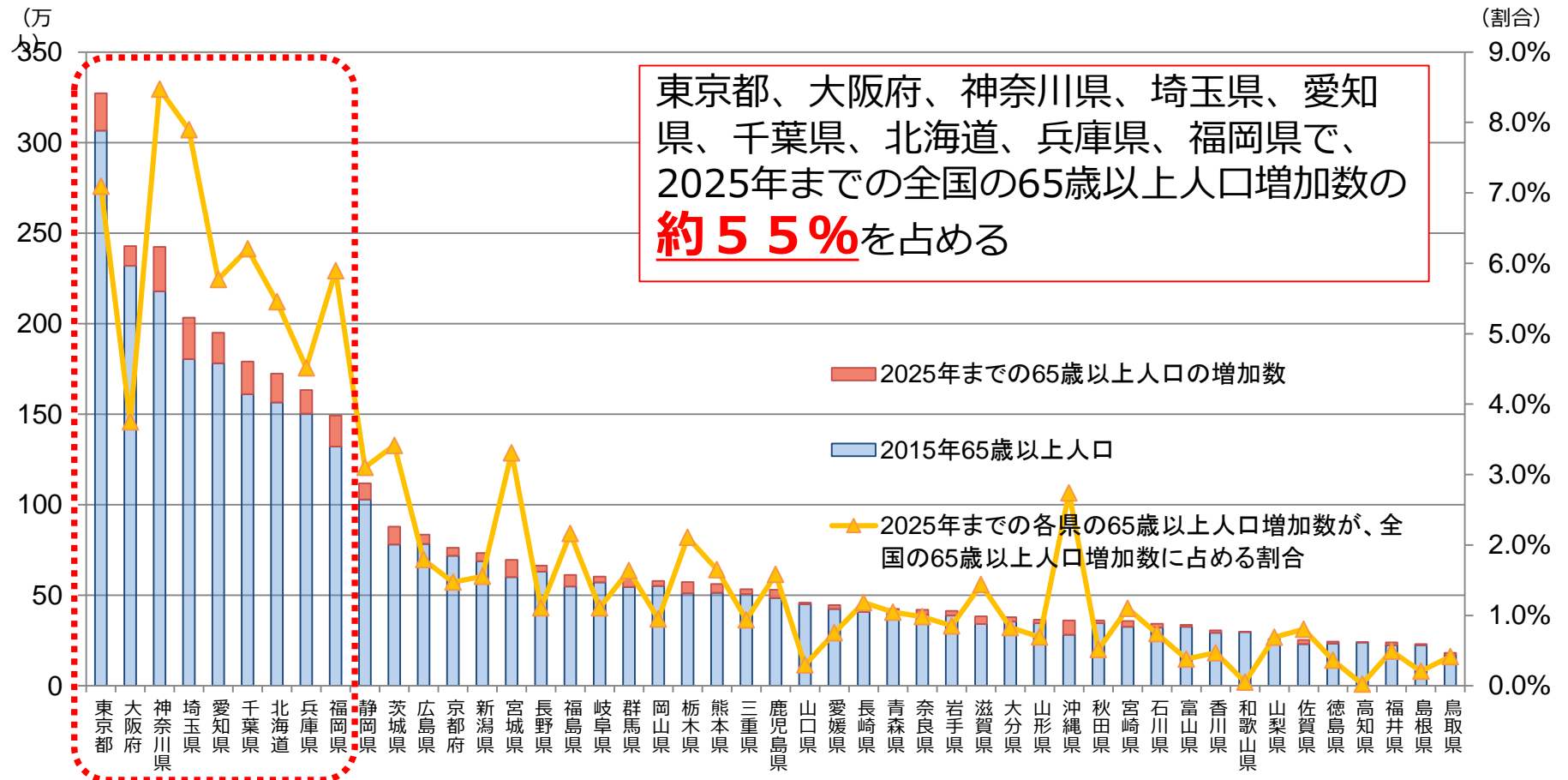


出所:日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計) (国立社会保障人口研究所)

# 高齢者数増加の地域差

○ 高齢化の進展には地域差があり、今後、首都圏をはじめとする都市部を中心に、高齢者数が増加することが予想される。

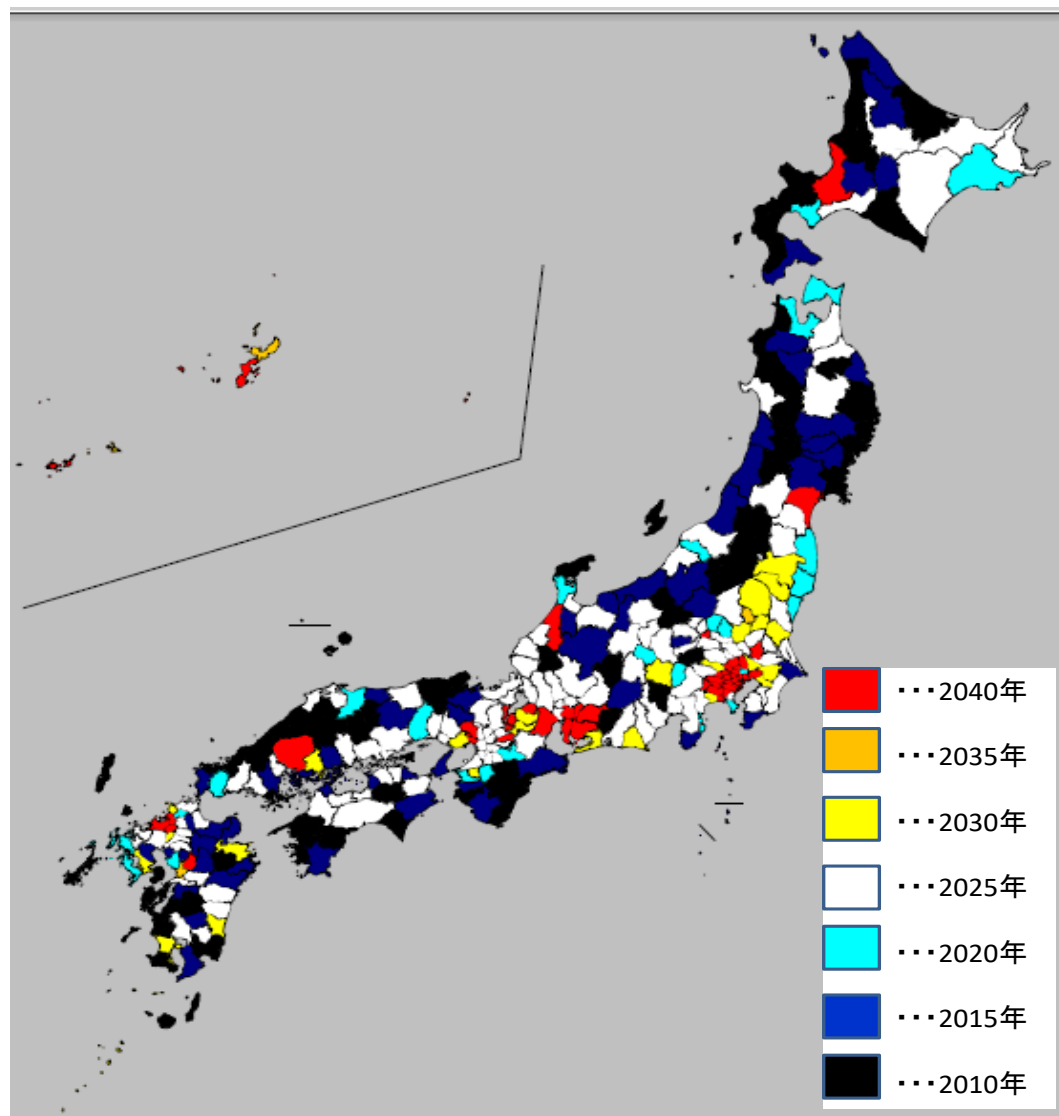
都道府県別高齢者人口（65歳以上）の増加数  
(2015年 → 2025年)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018）年推計）」

# 高齢化のピーク・医療需要総量のピーク

地域により  
医療需要ピークの時期  
が大きく異なる

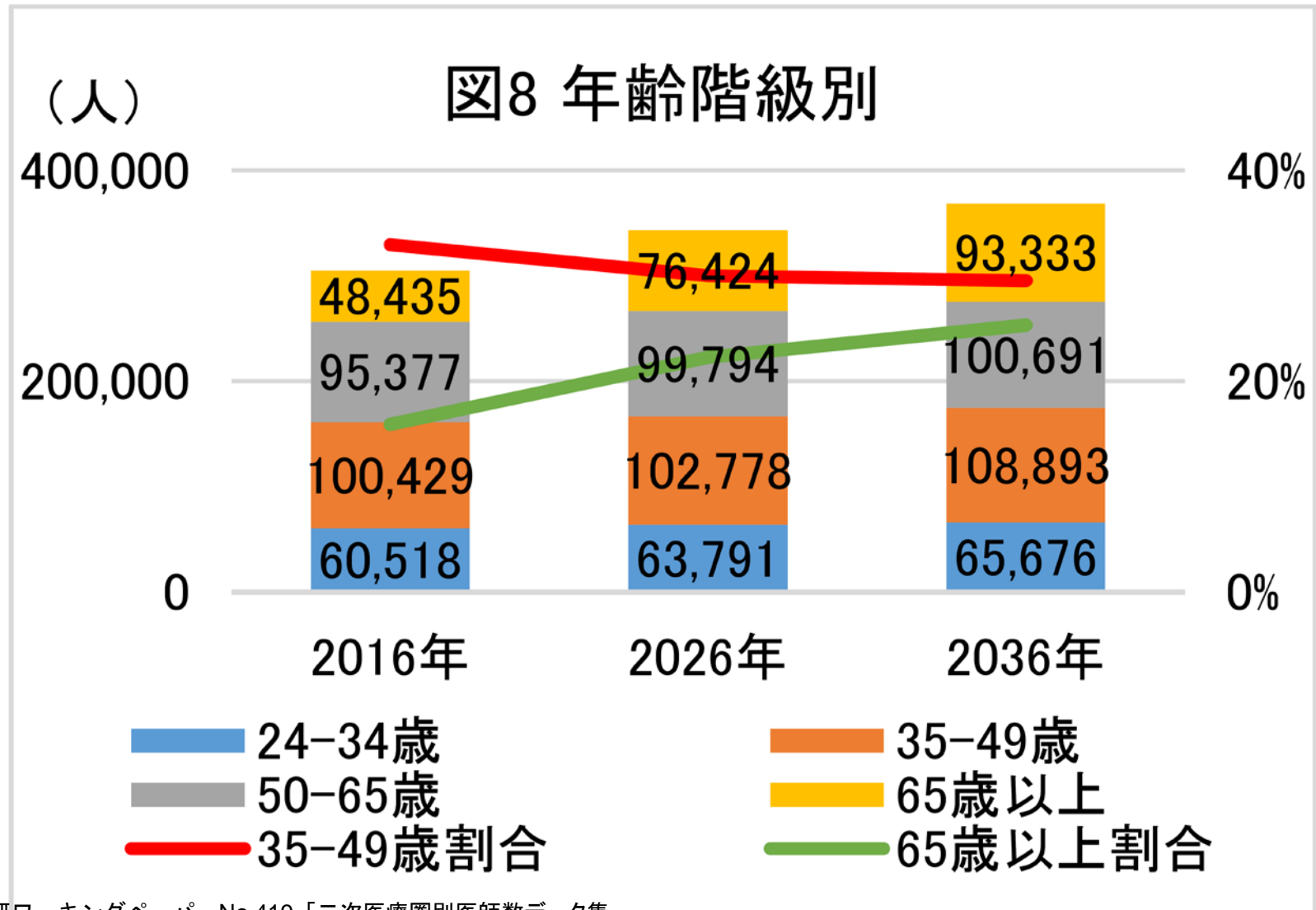


出典: 社会保障制度国民会議 資料 (平成25年4月19日 第9回  
資料3-3 国際医療福祉大学 高橋教授 提出資料)



# 医療提供側の実態 ～医師の高齢化～

## 医師も高齢化していく

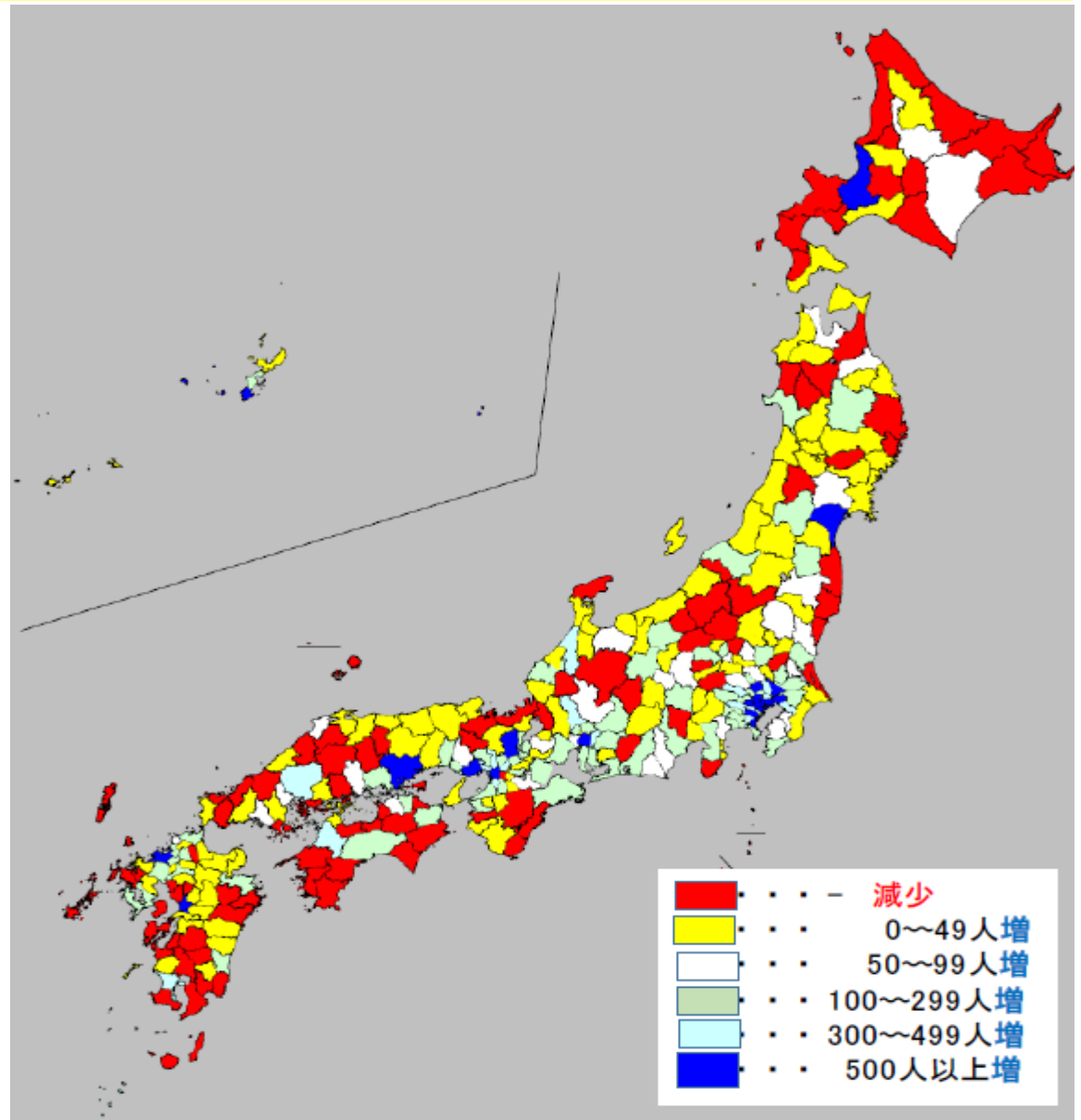


# 高齢化のピーク・医師数の増減

2004年から2014年の  
医師数の増減  
(二次医療圏)



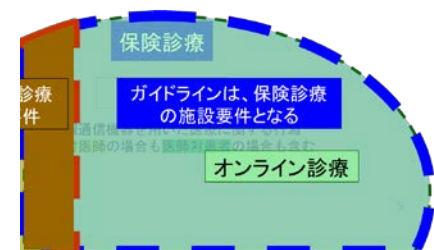
医師数は十分でも  
地方における医師の  
減少は始まっている



これからの視点で大切なこと

人口減少社会においても引き続き  
患者さんへの医療へのアクセスを  
維持すること

# 保険診療におけるオンライン診療について



### 3. 情報通信機器を活用した診療

#### (1) オンライン診療料の新設

情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン診療料を新設する。



#### (新) オンライン診療料:70点(1月につき)

##### [算定要件]

- (1) オンライン診療料が算定可能な患者に対して、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いてオンラインによる診察を行った場合に算定。ただし、連続する3月は算定できない。
- (2) 対象となる管理料等を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。
- (3) 患者の同意を得た上で、対面による診療(対面診療の間隔は3月以内)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に基づき診察を行う。
- (4) オンライン診察は、当該保険医療機関内において行う。また、オンライン診察を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。
- (5) オンライン診療料を算定した同一月に、第2章第1部の各区分に規定する医学管理等は算定できない。また、当該診察を行う際には、予約に基づく診察による特別の料金の徴収はできない。

##### [施設基準]

- (1) 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う体制を有すること。
- (2) 緊急時に概ね30分以内に当該保険医療機関において診察可能な体制を有していること
- (3) 1月あたりの再診料等(電話等による再診は除く)及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること。

##### [オンライン診療料が算定可能な患者]

以下に掲げる管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ当該管理料等を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

特定疾患療養管理料	地域包括診療料
小児科療養指導料	認知症地域包括診療料
てんかん指導料	生活習慣病管理料
難病外来指導管理料	在宅時医学総合管理料
糖尿病透析予防指導管理料	精神科在宅患者支援管理料

# 3. 情報通信機器を活用した診療

## (2) オンライン医学管理料の新設

情報通信機器を活用した診療について、対面診療の原則の上で、有効性や安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン医学管理料を新設する。

### (新) オンライン医学管理料: 100点(1月につき)

#### [算定要件]

- オンライン医学管理料の対象となる管理料を算定している患者に対し、リアルタイムでのコミュニケーション(ビデオ通話)が可能な情報通信機器を用いてオンラインによる医学管理を行った場合に、前回対面受診月の翌月から今回対面受診月の前月までの期間が2月以内の場合に限り、次回対面受診時に所定の管理料に合わせて算定。
- 対面診療で管理料等を算定する月においては、オンライン医学管理料は算定できない。
- 対象となる管理料等を初めて算定してから6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限り算定する。ただし当該管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。
- 患者の同意を得た上で、対面による診療(対面診療の間隔は3月以内)とオンラインによる診察を組み合わせた療養計画を作成し、当該計画に基づき診察を行う。
- オンライン診察による計画的な療養上の医学管理は、当該保険医療機関内において行う。また、当該管理を行う際には、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行う。

#### [施設基準]

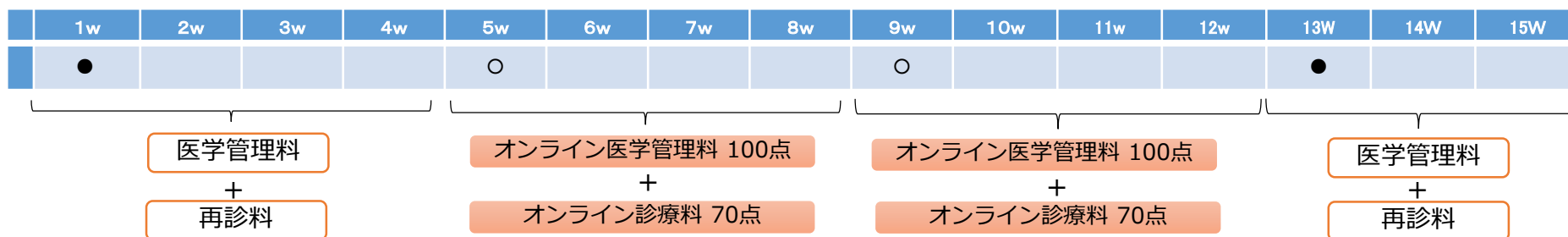
オンライン診療料の施設基準を満たしていること。

#### [オンライン診療料が算定可能な患者]

以下に掲げる管理料等を算定している初診以外の患者で、かつ、当該管理料等を初めて算定した月から6月以上を経過した患者。

特定疾患療養管理料	小児科療養指導料	てんかん指導料	難病外来指導管理料
糖尿病透析予防指導管理料	地域包括診療料	認知症地域包括診療料	生活習慣病管理料

<算定例> ● : 対面診療 ○ : オンライン診察



※ オンライン医学管理料の請求は次回受診月

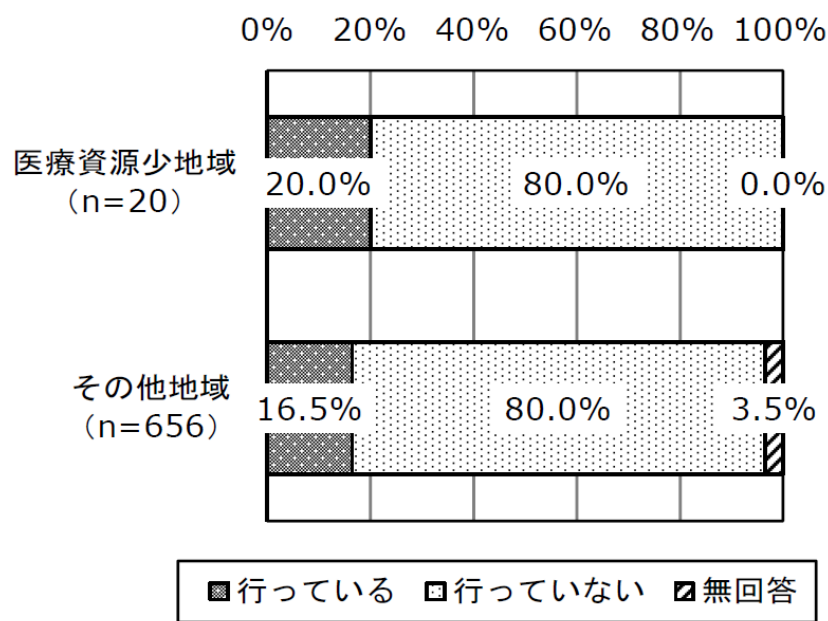
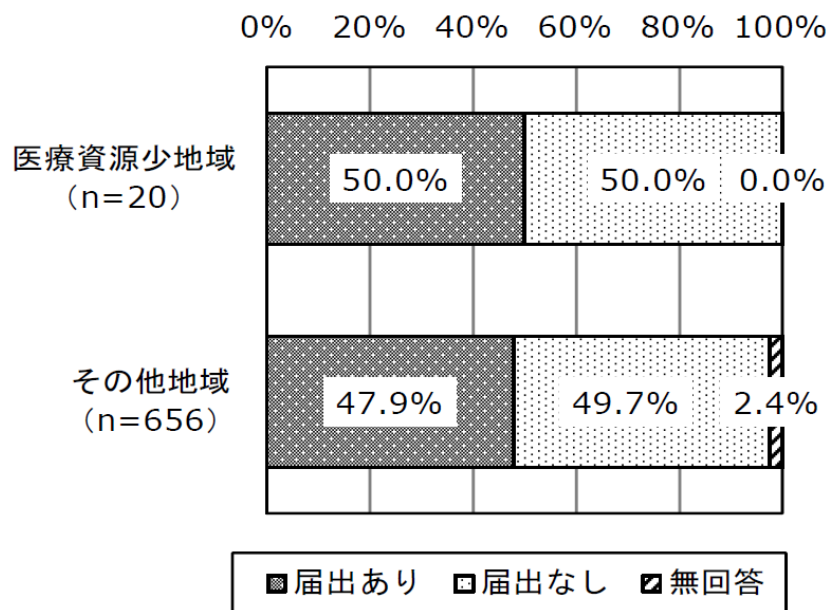
# 医療資源の少ない地域における実施状況

○ オンライン診療の届出及び実施について、医療資源の少ない地域とその他の地域別にみると、医療資源の少ない地域に所在する医療機関の方が、届出あり・実施ありの割合が高かった。

## オンライン診療の実施状況(医療資源の少ない地域・その他地域別)

### 【オンライン診療料の施設基準の届出の有無】

### 【オンライン診療の実施の有無】



出典: 中央社会保険医療協議会総会(第431回)(令和元年11月8日)

【出典】平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和元年度調査)「かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査」(施設票)(速報値)

○ オンライン診療料の届出施設 1,281施設、未届出施設 1,000施設について、それぞれ1施設当たり、オンライン診療を受診している患者3名、オンライン診療を受診していない患者2名を対象として調査を実施。



# 離島・へき地の初診の対面診療に関する指針の記載について

- オンライン診療の適切な実施に関する指針において、離島・へき地などで医師の急病時等やむを得ない場合に限り、患者の同意と事前の医療情報の共有を行った上で、二次医療圏内の他の医療機関の医師が初診からオンライン診療を行うことが可能とされた。

## オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和元年7月一部改訂）

### 【オンライン診療の提供に関する事項】

#### （最低限遵守する事項）

- 離島・へき地など医師、医療機関が少ない地域において、地域の患者を診療する医療機関の常勤の医師が1人のみであることや非常勤の医師が交代勤務をしていることにより、これらの医師の急病時等に診療を行うことができない時は、代診を立てることが原則であるが、代診を立てられないこと等により当該医療機関の患者の診療継続が困難となる場合において、二次医療圏内における他の医療機関が初診からオンライン診療を行うことは、iv（※）に該当し可能であること。ただし、対象となる患者は、診療継続が困難となった医療機関において、既に対面診療を受けたことがある患者であること、当該医療機関は患者からオンライン診療を行うことについて同意を得ること、及びオンライン診療を実施する医療機関とあらかじめ医療情報を共有することが必要である。なお、この場合においては、オンライン診療の後の対面診療は、既に対面診療を受けている医療機関で実施すること。

#### （※）参考

- ii 初診は、原則として直接の対面による診療を行うこと。
- iii 急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこと。なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。
- iv ii 及び iii の例外として、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合などにおいて、患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるときは、オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で、医師の判断の下、初診であってもオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行うこと。



離島・へき地以外で、患者さんの受診が  
困難な場面は？

# 難病のケース

## 小児の難病の例

- 地方に住む難病のお子さん
- 診察可能な専門的医療機関は大都市にのみにあるケース
- 診察のための長時間の移動
- 家族の時間の確保など負担が大きい
- 家族を伴う移動・宿泊等、経済的な負担も大きい



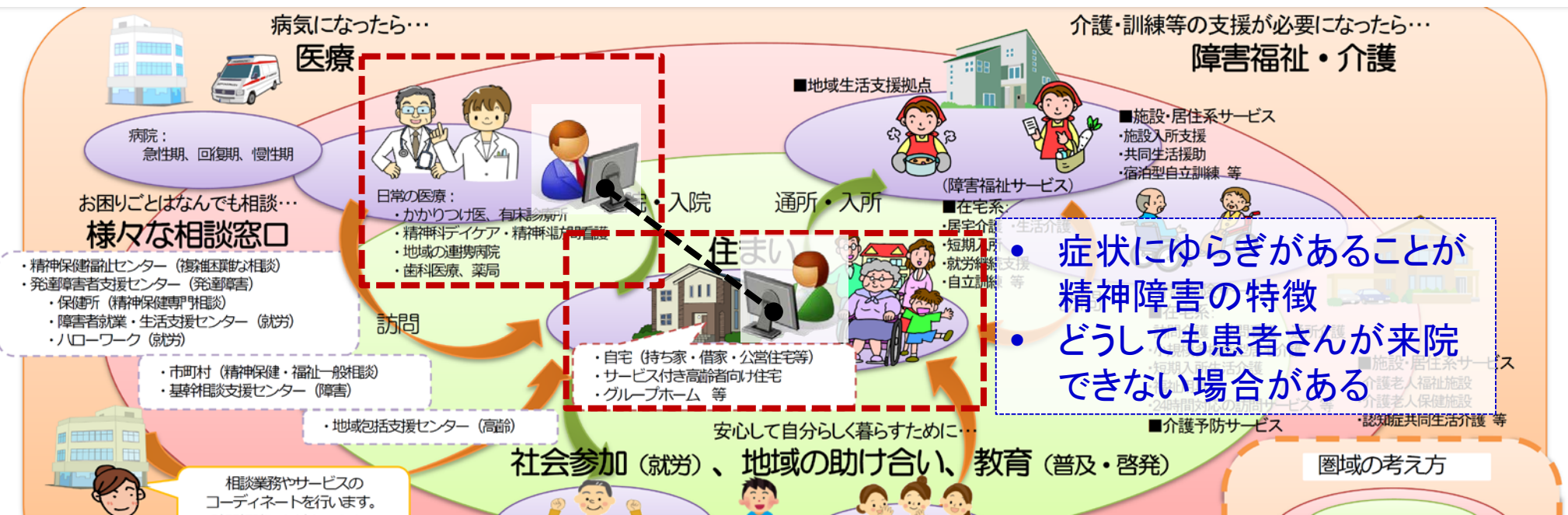
- 医師からの希望もある

医師対患者の場合だけでなく、かかりつけ医の同席のもと、患者さんと高度な医療機関がオンライン診療でつながることができれば、これらの負担が軽減される

# 精神障害のケース

## 国は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を推進

「入院医療中心から地域生活中心へ」：精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするための基盤作りが進められている



オンライン診療を活用して、精神障害に対する医療の適切な関与や継続的な関わりを持つことができる

地域、家族、精神障害者が、安心して住み慣れたところでの暮らしを継続できる

## オンライン診療が必要とされる場面

どうしても医療にアクセスできない患者さんを助けるためのツールとして、オンライン診療の活用が検討されています

適切な要件を設定して、これらの必要性(Needs)に応えていくことが必要

今後、以上のような論点を踏まえ、中医協で議論を重ねていきます

真に「必要」とされている場面に

(患者にとって本当に「不可欠」とされていること)

「適切」に普及していくことが必要です

(モラルハザードを起こさないように徐々に普及すること)

ご清聴ありがとうございました

